

災害事例

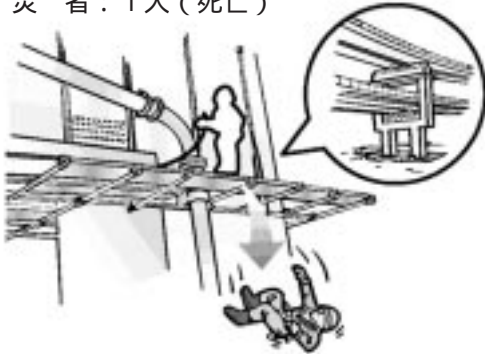
つり足場の組立作業中に墜落

【災害の概要】

工事の種類：その他の土木工事業

災害の種類：墜落・転落

被災者：1人（死亡）



【発生状況】

本件は、橋梁補修工事用つり足場の組立作業中に墜落したものである。

当該工事は橋脚の補強、補修、橋桁の塗装等で、被災者は当日就業したばかりであった。

被災者は新規入場者教育を受けた後、早速足場組立て等作業主任者である職長の下、足場板、単管等の資材の運搬、高所作業車の設置・点検等の準備作業、足場の組立作業に従事した。

被災者が同僚と足場上で吊りチェーンに親網を取り付けていたところ、同僚が体調を崩して作業を離脱してしまい、職長からの特段の指示もなかったため、単独で親網の取付け作業を続行しなければならなくなった。

北側3番目の吊りチェーンから順次親網を取り付けて行ったとき、排水管の個所の幅40cmの作業床を移動する際、約18m下に墜落して死亡した。

作業床は敷き詰められていなかった。

【原因】

- 1 身体の一部が排水管に接触し、または狭隘な個所で作業床に間隙があり、墜落したこと。
- 2 安全帯を使用していなかったこと。
- 3 現場に不慣れな者に単独作業を行わせたこと。

- 4 足場組立作業主任者としての指揮、監視が行われていなかったこと。
- 5 作業手順がなかったこと。
- 6 元方作業者の統括管理が不十分で、作業に対する適切な指導を行っていなかったこと。

【対策】

- 1 作業開始前に危険性等の把握、対策を検討して計画を立てること。
- 2 作業手順書を策定し、周知すること。
- 3 作業床の幅を十分確保し、障害物がある箇所では、他の部分に先行して手すり設置等の措置を講じること。
また、作業床は間隙のないよう敷き詰めること。
- 4 安全帯の使用を徹底すること。
- 5 足場組立て等作業主任者に、作業者の適正配置、作業方法の指示、作業の直接指揮等の職務を遂行させること。
- 6 現場に不慣れな者の単独作業を避けること。新規入場時には予定作業の適正な作業方法等を周知すること。
- 7 元方事業者は統括管理を十分行うこと。

建設業におけるつり足場からの墜落・転落による労働災害の防止の徹底について（平22・6・29 厚生労働省 安全衛生部 建設安全対策室長要旨）

- 1 つり足場の組立て、解体作業時の作業手順書による作業、安全帯使用等の徹底
- 2 足場の組立て等作業主任者の職務の徹底
- 3 改正労働安全衛生規則、平21・4・24基安発第0424003号に基づく措置、足場の点検

死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について

（平22・9・6 基発0906第1号抜粋要旨）

- 1 経営トップが先頭に立ち、安全衛生管理体制、安全衛生活動を重点に点検し、墜落・転落災害等の対策、リスクアセスメント及び措置の実施、雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。
- 2 建設業における墜落・転落災害の防止対策足場の組立て、解体作業時の作業手順書による作業、安全帯の使用等を徹底すること。等